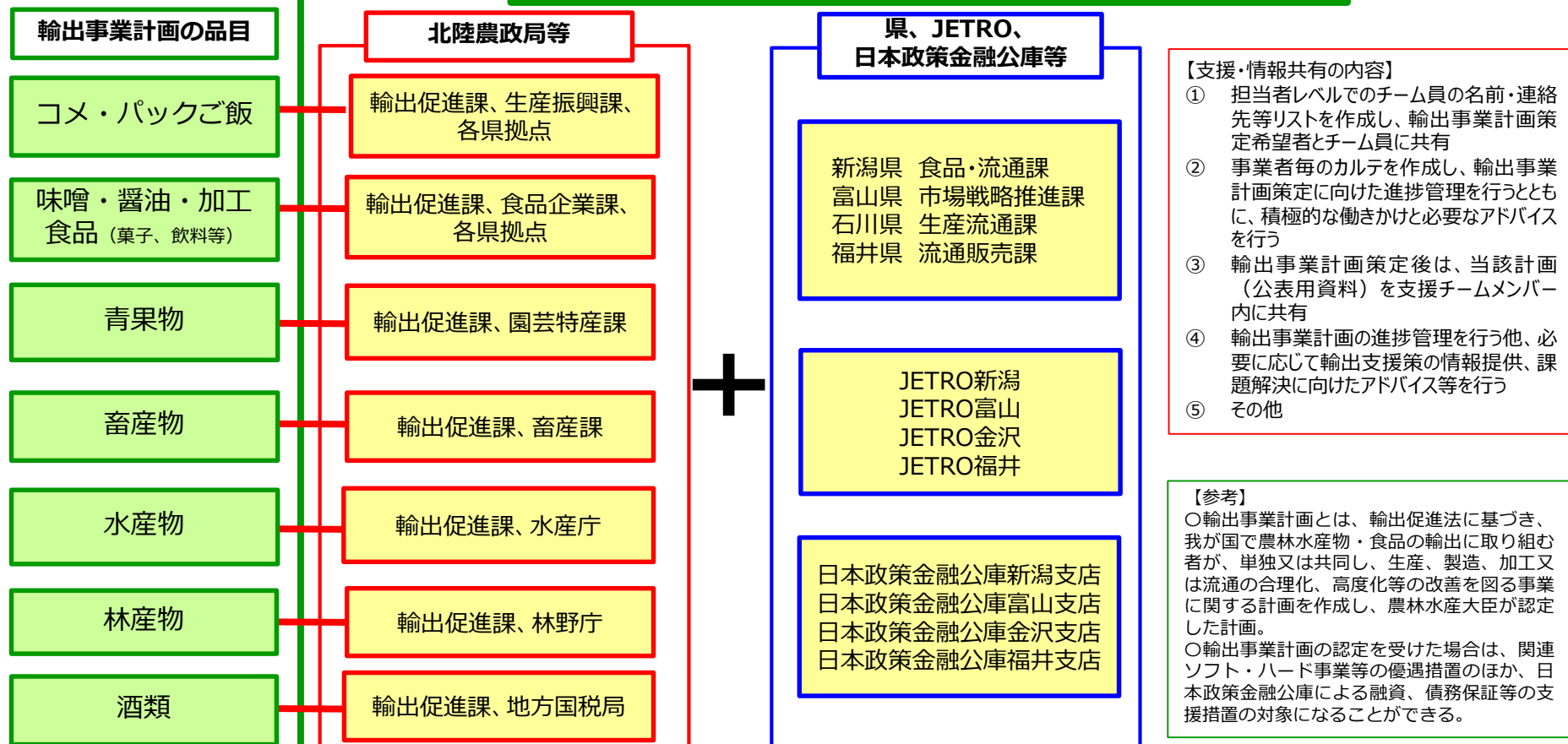


北陸管内における輸出事業計画策定者等に対する支援体制

- 北陸農政局管内の輸出事業計画策定予定者及び策定事業者（支援チームによる支援を希望する場合に限る。）に対する支援体制は、以下のとおりとする。
- 輸出事業計画策定希望者より、輸出事業計画の策定意向が示された場合、輸出促進課は、担当者と構成される支援チーム員の名簿・連絡先等を整理し、当該事業者とチーム員に支援チーム員リストを共有する。

北陸管内輸出事業計画支援チーム (チーム長：経営・事業支援部 地方参事官)



- 【支援・情報共有の内容】
- ① 担当者レベルでのチーム員の名前・連絡先等リストを作成し、輸出事業計画策定希望者とチーム員に共有
 - ② 事業者毎のカルテを作成し、輸出事業計画策定に向けた進捗管理を行うとともに、積極的な働きかけと必要なアドバイスを行う
 - ③ 輸出事業計画策定後は、当該計画（公表用資料）を支援チームメンバー内に共有
 - ④ 輸出事業計画の進捗管理を行う他、必要に応じて輸出支援策の情報提供、課題解決に向けたアドバイス等を行う
 - ⑤ その他

【参考】

○輸出事業計画とは、輸出促進法に基づき、我が国で農林水産物・食品の輸出に取り組む者が、単独又は共同し、生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化等の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定した計画。

○輸出事業計画の認定を受けた場合は、関連ソフト・ハード事業等の優遇措置のほか、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象になることができる。

※ 北陸管内輸出事業計画支援チーム員は上記メンバーを基本とするが、輸出事業計画で明らかになった課題に応じて、適切な者を追加することとする。
※ 北陸管内輸出事業計画支援チームの事務局は、輸出促進課が担う。